

## 行政情報の提供の推進に関する指針（案）

### （趣旨）

- 1 この指針は、能登町情報公開条例第 27 条の規定に基づき、町の保有する行政情報の提供を推進することにより、町政への参画や参加を促進し、もって行政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

- 2 この指針において「行政情報」（以下「情報」という。）とは、行政機関の職員が職務上または職務に関連して作成または取得した文書・図画・写真・マイクロフィルム・録音テープ・録画テープ・コンピュータによる自動データ処理のための採録物であつて、当該行政機関が所持または保管しているものをいう。

### （電子的に提供する情報の内容）

- 3 次に掲げる情報については、他の町民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供するよう努めるものとする。
  - (1) 従来から情報提供していたもの又は条例等により公表が義務付けられているもの
  - (2) 町の主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及び事業の成果・実績又は進捗状況に関するもの
  - (3) 審議会等の議事録、答申、提言又は報告書に関するもの
  - (4) 申請・届出等手続の内容、手順及び様式
  - (5) その他町長が必要と認めるもの

### （情報提供の方法）

- 4 町民に対し広く情報提供ができるようホームページ、広報誌、データ放送及び文字放送により行うものとする。なお、掲載情報については、既存の行政文書等の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用い、できるだけ図・表・写真等を利用する等分かりやすい表現方法、レイアウト構成を用いるものとする。また、各課等での情報提供の整備及びホームページにおける情報内容を充実し、常に最新情報の掲載に努めるものとする。

### （情報セキュリティ等の確保）

- 5 情報を電子的に提供するに当たっては、能登町情報セキュリティポリシーに基づいた提供情報の改ざん防止措置を講ずる等、所要の情報セキュリティ対策に努める。

(電子的提供に伴う料金)

- 6 この指針に沿って電子的に提供する情報については、原則無料とする。ただし、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

(指針の適用)

- 7 この指針は、平成24年4月1日から適用する。